

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	改正前
<p>別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第2編 酒税法関係 第3条 その他の用語の定義 (共通事項) 7 酒類の原料として取り扱わない物品 次に掲げる物品は、酒類の原料として取り扱わない。 なお、その使用について食品衛生法の適用を受けることに留意する。</p> <p>(1) (省略) (2) 発酵を助成促進し又は製造上の不測の危険を防止する等専ら製造の健全を期する目的で、仕込水又は製造工程に加える必要最少限の次の物品 イ・ロ (省略) ハ 除酸剤 (炭酸カルシウム、アンモニア) <u>(注) 炭酸カルシウムの成分規格の一つである炭酸カルシウムⅡについては、ぶどうを主原料とした果実酒及び甘味果実酒にのみ使用できることに留意する。</u></p> <p>ニ～ト (省略) チ <u>ぶどうを主原料とした果実酒及び甘味果実酒の製造工程に加えるメタ酒石酸、L-酒石酸カリウム</u> (3)～(8) (省略)</p>	<p>別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達</p> <p>第2編 酒税法関係 第3条 その他の用語の定義 (共通事項) 7 酒類の原料として取り扱わない物品 次に掲げる物品は、酒類の原料として取り扱わない。 なお、その使用について食品衛生法の適用を受けることに留意する。</p> <p>(1) (同左) (2) 発酵を助成促進し又は製造上の不測の危険を防止する等専ら製造の健全を期する目的で、仕込水又は製造工程に加える必要最少限の次の物品 イ・ロ (同左) ハ 除酸剤 (炭酸カルシウム、アンモニア)</p> <p>ニ～ト (同左) チ <u>(新設)</u></p> <p>(3)～(8) (同左)</p>